皇室事項

御答信

天皇陛下から平成二十四年十月二十五日オーストリア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月七日御答信があった。

天皇陛下から平成二十四年十一月二十七日モーリタニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十一日御答信があった。

官庁報告

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人池田茂穗は願により公証人を免ぜられた。

吉田統宏は公証人に任命され、東京法務局所属公証人池田茂穗の後任を命ぜられた。（以上一月二十四日）（法務省）

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄動力車労働組合総連合から、検修・構内業務外注化反対等の要求に関して、平成25年２月１日以降、同組合の組合員が従事する全路線および付随する施設（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

なお、争議行為が行われた場合に影響が及ぶと想定される都道府県ならびにＪＲの路線は、別記のとおりである。

平成 25 年１月 31 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別記

福 島 県　水郡線、常磐線
茨 城 県　水郡線、水戸線、常磐線
栃 木 県　水戸線
群 馬 県　高崎線、上越線
埼 玉 県　武蔵野線
千 葉 県　総武緩行線、総武快速線、総武本線、成田線、内房線、外房線、久留里線、東金線、京葉線、武蔵野線、鹿島線
東 京 都　総武緩行線、総武快速線、総武本線、京葉線、武蔵野線
新 潟 県　上越線
長 野 県　信越線

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

一月二十八日（月）
○一般案件（抜粋）
一、平成二十五年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（了解）（内閣府、本府）
一月二十九日（火）
○一般案件（抜粋）
一、行政改革推進本部の設置について（決定）（内閣官房）
一、「税制調査会の設置について」の廃止について（決定）（内閣府本府・総務・財務省）
○国会提出案件
一、平成二十三年度特別会計財務書類について（決定）（財務省）

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 25 年１月 31 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　届出を行った者の名称等

⑴　名称　株式会社ＫＦソリューション
　　住所　東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

⑵　名称　アイフル株式会社
　　住所　京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381―１

⑶　名称　ウスイ金属株式会社
　　住所　千葉県市川市田尻３丁目７番35号

⑷　名称　株式会社レーサム
　　住所　東京都千代田区霞が関３―２―１

⑸　名称　有限会社サムライパワー
　　住所　大阪府大阪市北区天満四丁目16番９号

⑹　名称　インターナツィオナーレス・イムモビリエン・インスティトゥト・ゲーエムベーハー
　　住所　アルブレヒト通り　14､80636　ミュンヘン市　ドイツ連邦共和国

⑺　名称　サイノリンク・ワールドワイド・ホールディングス・リミテッド
　　住所　インフィニタス　プラザ28階　199　デボエロード　セントラル　香港

⑻　名称　ピーシーティーエス・ケイマン・ホールディングス・ケイマン・リミテッド
　　住所　ケイマン諸島ＫＹ１―9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルギンアベニュー190

⑼　名称　本城慎之介
　　住所　長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2979―14

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成25年２月１日から平成27年１月31日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 25 年１月 31 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　コムジェスト・ファー・イースト・リミテッド
　　変更後の所在地　香港特別行政区ヘネシーロード28番地､ヘネシー　ロード　28､レベル10

⑵　名称　東京センチュリーリース株式会社
　　変更後の所在地　東京都千代田区神田練塀町３番地

２　名称の変更のあった者

⑴　変更前の名称　キャップマークジャパン株式会社
　　変更後の名称　キャップマークジャパン合同会社

⑵　変更前の名称　株式会社船井財産コンサルタンツ
　　変更後の名称　株式会社青山財産ネットワークス

⑶　変更前の名称　ユーロハイポ・ジャパン株式会社
　　変更後の名称　コメルツ・ジャパン・リアルエステート・ファイナンス株式会社

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示

下記の団体について、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第２条第１項第１号の６に規定する団体の指定を平成25年１月23日に行ったので､社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第１号）第１条の４の規定に基づき、公示する。

平成 25 年１月 31 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

団体の名称　福井県社会保険労務士会
住所　福井県福井市大手３丁目７番１号繊協ビル３階

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の２第１項及び第25条の３の規定に基づき、平成25年１月13日から１年の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成 25 年１月 31 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

社会保険労務士　石野　　孝
生年月日　昭和42年９月12日
住所　静岡県浜松市中区鴨江二丁目40番315号　エムズ鴨江
社会保険労務士登録番号　第22930029号
事務所の名称　石野社会保険労務士事務所
事務所の所在地　静岡県浜松市南区寺脇町303
懲戒処分の対象となった行為　「故意に真正の事実に反して申請書等の作成」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」